

徳島県告示第六百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和三年九月二十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
野上 裕平	名西郡石井町石井字石井五三一 二 ○ 遠藤ハイツ 一〇七	令和三年七月二十五日
藤川 好男	板野郡松茂町中喜来字中かうや一九 一	同 八月十六日